

令和7年度教員免許特例法に基づく介護等体験について

1 介護等体験の概要

別紙、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」及び「教育職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱」をご参照ください。

(1) 体験実施期間

令和7年7月27日（日）～令和8年2月28日（土）

(2) 対象となる学生

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

(3) 介護等体験日数

7日を下らない範囲（福祉施設 5日間と特別支援学校 2日間の計 7日間）

（※日数の内訳を柔軟に設定しても差し支えないとされていますが、マッチングの煩雑を避けるため原則連続した 5日間、学校から要望があった場合は連続した 7日間）

(4) 体験の内容

利用者との交流、行事等への参加・協力、作業の補助や施設の業務の手助け等の体験となります。（“体験“であり、職員等に対する“実習”とは異なる点をご理解ください。）

(5) 学生の振り分け方法

体験希望時期、体験希望地域（最寄り駅）を元にシステムにより振り分けをします。

(6) 体験協力費

体験 1人 1日当たり 1,572 円(消費税を含む)をお支払いします。

（例：1,572 円×5 人×5 日＝39,300 円）

※ 体験学生の都合による辞退の場合は、お支払いの対象となります。

※ 施設側の都合により体験受け入れを断る場合は、お支払いの対象外となります。

※ 別途昼食代等が必要な場合は、学生本人から直接徴収してください。

(7) よくあるご質問

- ・受入前に学校や学生から連絡は来るのか。

→施設からご提出いただく書類「令和7年度受入施設連絡票」内の「⑰施設への事前連絡の要否」欄に事前連絡が必要と記入した場合は連絡が来ます。

- ・予定していた日程が他の業務（行事）と重なった。台風・コロナ発生等により実施できない。

→大学等担当に連絡し、日程の修正について調整をお願いします。

2 実施スケジュール

「令和7年度教員免許特例法に基づく介護等体験スケジュール」をご確認ください。

3 事務手続き

(1) 受け入れ関係書類について

① ご提出いただく書類

- ア 令和 7 年度介護等体験受入計画書
- イ 令和 7 年度介護等体験受入日程表
- ウ 令和 7 年度介護等体験受入施設連絡票

② 提出期限

令和 7 年 2 月 28 日（金）

③ 提出の手順

ア 上記ア～ウを、神奈川県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。

ホームページ URL **<https://www.knsyk.jp/service/jinzai/kaigo-taiken>**

イ 必要事項を入力した上で、メールにてご返信ください。

メールアドレス **kaigotou_jinzai@knsyk.jp**

※ 前年度の様式は使わないよう、お願いいたします。

※ メール送信の際、件名を「令和 7 年度 介護等体験受入計画書送付」としてください。

※ メール利用ができない等の場合にはファクシミリでご提出ください。

Fax 045-313-4590

※ メールのオプション機能で開封確認の設定をした上でお送りください。ファクシミリご利用の場合は着達確認のお電話をお願いいたします。

※ 本事業で取得した個人情報につきましては本会のプライバシーポリシーにより取り扱うことといたします。

(2) 介護等体験の実施 ※以降の手続きは体験の受け入れが決定した施設のみ対象となります。

① 受入日程の変更

教員免許特例法に基づく介護等体験「受入日程変更連絡票」を大学等あてご提出いただき、その写しを県社協事務局にご提出ください。

※ やむを得ない事情により変更する場合は、大学等と協議したうえでご提出ください。

※ 学生都合による変更については、『教員免許特例法に基づく介護等体験「変更届」』により、大学等から施設あてに届け出られます（従前どおり）。

※ 遅くとも令和 8 年 2 月 28 日までに体験が終了するよう調整してください。

② 受入の中止

教員免許特例法に基づく「受入中止連絡票」を大学等あてご提出いただき、その写しを県社協事務局にご提出ください。

※ 体験の中止が学生側に起因（例：学生が進路変更のため等）、施設側に起因（例：感染症予防のため外部者制限措置等）のいずれかにより、体験協力費の取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

■ 学生側に起因＝体験協力費の支払い対象

■ 施設側に起因＝体験協力費の支払い対象外

※ 学生都合による体験辞退については、『教員免許特例法に基づく介護等体験「辞退届」』により、大学等から施設あてに届け出られます。

③ 修了証明書の発行

学生の教員免許の申請に添付する書類として利用されます。大学等が作成した所定の様式を

学生からお受け取りいただき、所要事項の記入と押印のうえ、学生にお戻しく下さい。

※ 教員免許の申請を受け付ける教育委員会において、「体験の概要」欄の記入内容や押印された印により、証明書が差し戻される事例があるようです。私印にて証明書を発行する場合は証明書の空欄に公印が押せない理由を簡単にお書き添えください。

「体験の概要」欄には「高齢者の介護等」、「障害者の介護等」など介護等体験の法令等に則する内容が記入してください。

【参考】

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成 9 年 11 月 26 日文部事務次官通達）から抜粋

3 留意事項

(1) 介護等の体験の内容等について

- ① 法第 2 条第 1 項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

(3) 介護等体験終了の報告及び体験協力費の請求

受け入れを決定した全ての学生の体験が終了しましたら、次の書類を速やかにご提出ください。

- ① 令和 7 年度介護等体験終了報告書
- ② 教員免許特例法に基づく介護等体験協力費請求書
- ③ 令和 7 年度介護等体験受入者リスト

※ 体験終了時に「体験協力費請求書」をご提出いただき、ご請求に基づき支払い手続きを進めさせていただきます。

※ 終了報告書及び請求書は郵送でお送りください。

※ 体験協力費の振込先口座は、原則として法人または施設名義とします。